

労働災害が増えています！

荷物の積み降ろしを安全に

令和2年6月から令和3年1月にかけて神奈川県内で、(サイドブレーキはかけていたものの、)坂道など傾斜のある場所で止めていたトラックなどの自動車が逸走して労働者が死亡するといった災害が3件発生しています。運転者が運転席を離れる際はサイドブレーキをしっかりとかけることはもとより、輪止めの使用を徹底してください。(荷物積み降ろし(積み降ろし)中に関連する災害の多くは、運輸交通業で発生しておりますが、3件の死亡災害は製造業・商業・清掃業と運輸交通業に限らず発生しておりますので、荷物の運送が関係する**全業種**において災害防止に努めてください。)

| 発生月 発生時刻 | 業種 事業場規模 被災者の年齢層 | 起因物 事故の型 | 発生概要 災害防止のポイント | 概要図 |
|-------------|--|-------------------------|--|---|
| 6月 9時頃 | 清掃・と畜業 (その他の 廃棄物処理業) 10人～29人 50歳～54歳 | トラック 交通事故 (道路) | 一人でパッカー車によるごみ収集中、収集のため坂道に停車させていた無人のパッカー車が坂道(傾斜3度前後)を約75メートル後退し、その途中で被災者が轢かれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。 |  |
| 11月 10時頃 | セメント・ 同製品製造業 10人～29人 55歳～59歳 | 移動式クレーン 交通事故 (道路) | 納品先の工事現場付近に積載形トラッククレーンを駐車し、荷卸しの妨げとなる自車のジブを車体右側の操作レバーで前方に旋回させていた。その際、傾斜8度の坂道であったため無人の車体が後進し、車体と背後の擁壁との間にはさまれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。 |  |
| 1月 14時頃 | その他の 卸売業 1人～9人 55歳～59歳 | トラック はさまれ、 巻き込まれ | 傾斜が8度ある工場のシャッター入口付近に積載荷重3トンの平ボディトラックを停め、製品積込を行っていたところ、無人のトラックが前方に動き出し、敷地の外にある塀に突き当たって止まった(逸走距離4.6メートル)が、その右前輪に巻き込まれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。 |  |

※ わかりやすいように修正している場合がありますので、実際の災害とは若干異なる場合がありますことをご承知おきください。

また、荷役作業においては、荷主先でコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し(積み降ろし)作業での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、被災しておりますので併せてご注意ください。



荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がない状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は同規則第151条の3に基づき安全な作業を行うため「**作業計画**」を作成し、**作業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせること**が大切です。

荷役災害の（主な）原因は・・・

荷役作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を使用して作業を行っておりますが、労働安全衛生規則第151条の4で選任が義務付けられている車両系荷役運搬機械等の**作業指揮者**や同規則第151条の70で定められている**積卸し(積み降ろし)作業の作業指揮者**等が未選任であるものが見受けられます。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われないまま作業を実施していることが原因となってものも見受けられます。さらに、荷台からの墜落・転落災害対策が講じられていないまま作業を行っているものも見受けられます。

陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止について

- 労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号(以下、「荷役ガイドライン」という。))が策定されています。

荷役作業の有無の事前確認について

- 荷役ガイドラインでは、荷役作業等の付帯作業について、荷役作業の役割分担を決定した上で、事前に安全作業連絡書等により連絡調整することを荷主等事業者と陸運事業者に求めております。(「荷役ガイドライン」に安全作業連絡書(例)が示されております。(下欄参照))

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について(平成4年12月11日付け基発第650号)
- 積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について(昭和60年3月13日付け基発第133号)

※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等(教育機関)については・・・

- 上記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。

※ 神奈川労働局管内では、**陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部(電話045-472-1818)**において実施しております。(詳しくは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部のホームページ等をご覧ください。)

安全作業連絡書(例)

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配達先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。
② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

| 発 地 | | 着 地 | |
|--------------------------------|---|--------|---|
| 積込作業月日 | 月 日() | 取卸作業月日 | 月 日() |
| 積込開始時刻 | 時 分 | 取卸開始時刻 | 時 分 |
| 積込終了時刻 | 時 分 | 取卸終了時刻 | 時 分 |
| 積込場所 | 1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他() | 取卸場所 | 1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他() |
| 積荷 | 品名 危険有害性) | 有・無() | |
| 荷 | 数量 | | |
| 積込重量 | kg (kg/個) | | |
| 積付 | 1. バラ 2. ハーレタイズ 3. その他() | | |
| 積込作業 | 作業の分担 作業者数 使用荷役機械 | 取卸作業 | 作業の分担 作業者数 使用荷役機械 |
| 免許資格等 | 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他() | 免許資格等 | 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他() |
| その他特記事項 ※ 作業時に安全靴、保護帽を着用のこと | | | |